

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は以下のとおりである。

(1) 公共の福祉の優先

本県は、一人一人の存在を大事にした「だれもが暮らしやすく豊かなくまもと」というユニバーサルデザインに配慮した地域社会の実現を目指している。

そこで、土地についても、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適切な利用がなされるように努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を講じることによって、総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用と、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等、関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域の「個性」を重視し「自立」と「交流・連携」を推進することで、県域全体として調和のとれた持続可能な均衡ある県土を形成することが可能となる。

そこで、都市とその周辺の農山漁村とが一体となった広域的生活圏の形成に向けて、生活機能を総合的に整備し、都市においては市街地の個性をいかした魅力あるコンパクトな都市づくり、農山漁村においては各地域の特性や地域資源をいかした活力あふれる地域づくりを推進する。

また、各地域が相互に機能を補完し合いながら発展していくことができるよう、連携軸の整備・強化により各地域間の結びつきを深め、交流と連携を支えるネットワークづくりを推進する。

その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 本県は、県土の約8割が山地・丘陵地であり、主として菊池川・白川・緑川・球磨川という4つの一級水系、7つの活断層や阿蘇火山を有している。

このような中で、県土の保全と安全性の確保のために、河川・砂防・治山等の施設整備と土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び地震・津波・高潮・風水害・土砂災害・火山噴火等への対応に配慮しつつ、適切な県土利用への誘導を図る。

特に、昭和28年の白川大水害の経験をもつ本県としては、河川整備基本方針、河川整備計画を策定して流域の整備保全に努める。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚、地下水の保全、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 森林のもつ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、熊本県森林・林業・木材産業基本計画に基づき、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、路網や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに、生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加を促し、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

加えて、森林の機能を発揮させるべき箇所においては、計画的に保安林の指定を行う。

さらに、植林未済地は県土保全機能の低下を招くため、皆伐後の植林未済地の解消に向けたアクションプログラムや森づくりボランティアネットの推進等を通し、多様な主体での様々な取組により解消に努める。

ウ 県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保等を図る。

また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、災害時の緊急輸送道路の確保、土砂災害危険箇所への開発・立地による危険箇所の増加を抑制し、安全な市街地の形成を図る。

さらに、平成15年7月県南集中豪雨により甚大な被害を受けた本県としては、災害危険箇所マップ等を作成し熊本県防災情報ホームページなどへの掲載により危険地域についての情報の周知により減災を図る。

特に、中山間地域においては、崖崩れによる道路の寸断等により集落が孤立する状況もみられるため、十分配慮する必要がある。

エ 平成11年の台風18号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けた本県としては、海岸保全基本計画を策定し、高潮等による災害や海岸侵食から県土を防護するために、保全施設の整備を図る。

その際は、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進する。

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

ア 県土は次の世代に引き継ぐべき県民の共有財産であり、環境とは不可分のものである。

そこで、熊本県環境基本条例、熊本県環境基本指針及び熊本県環境基本計画等に基づき、地球温暖化対策及び地域の大気環境の保全策を推進するため、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進による自動車利用の抑制や交通渋滞緩和の促進、物流効率化の促進など、地域・都市構造や交通システムの観点から環境負荷の低減に向けた土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を推進する。

そして、そのためには県民、企業、そして行政の主体的な取組が不可欠であることから、県民による環境保全活動の推奨・支援を行うため「くまもと環境賞」などの表彰制度を設置するとともに、事業者の環境保全行動への推進のため、熊本県環境保全協議会が主催する研修会等の開催支援や、ISO14001認証取得に向け必要な助言を行うなど、各主体との連携を通じて環境保全行動の地域への広がりを目指す。

イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ウ 生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。

また、緩衝緑地施設や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適切な土地利用への誘導を進める。

二酸化炭素や窒素酸化物等による環境への負荷の低減に資する交通システムの構築や都市づくり等に配慮した土地利用を図る。

エ 本県の特長である豊かな地下水を確保・保全するため、熊本県地下水保全条例、熊本県水資源総合計画に基づき、農用地や森林の適切な維持管理、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水環境の確保を図る。

特に、豊かで良質な地下水を維持するため、かん養機能を持つ農用地や森林等の保全、雨水浸透機能の強化、雨水利用施設の普及、地下水利用の合理化等により水量の保全に努めるとともに、有害物質等の使用の低減化や、それを含む地下浸透水や排出水に対する規制・指導等により地下水汚染の未然防止に努め、健全な水環境の保全を図る。

湖沼等の流域においては、水質保全に資するよう、緑地の保全のほか自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。

また、土壌汚染の防止や汚染土壌による被害の防止に努める。

オ 阿蘇くじゅう国立公園や雲仙天草国立公園、白髪岳自然環境保全地域をはじめ2つの国定公園と7つの県立自然公園及び7つの県自然環境保全地域等多様な自然に恵まれた県土を次世代に引き継ぐ責務がある。

そこで、高い価値を有する原生的な自然については、自然公園法や自然環境保全法等での厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。

野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例での行為規制等により適切な保全を図る。

二次的な自然については、適切な農林漁業活動や県民・企業等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化・減少した地域については、その再生・創出により質的向上と量的確保を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を目的として、科学的・計画的な保護管理に努める。

阿蘇の原野は、牛馬の飼育のほか、生物多様性の観点及びその美しい景観による人々の癒しの空間としても重要な位置を占めており、放牧や採草、野焼き等により維持されてきたが、近年担い手が減少傾向にある。

このため、原野保全の観点からも、担い手の育成・確保や多様な主体の協働により、生物の多様性を維持し、美しい景観の保全を図る。

カ 安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や、天草等の白砂青松の海岸の保全・再生を図る。

加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

キ 歴史的・文化的景観の保存、文化財の保護等を図るため、文化財保護法を適切に運用するとともに、開発行為等の規制を行う。

また、後世に残り得る文化的遺産として優れた建造物を造るくまもとアートポリスを推進する。

加えて、美しく良好な景観形成に資する熊本県景観条例、熊本県屋外広告物条例等の適切な運用やそれぞれの地域特性を踏まえた取組を通じて、緑や水に代表される自然と、長い歴史の中で築き上げられてきた文化と生活があいまった熊本らしい景観の保全・創造を図る。

ク 本県の自然特性を活かした環境保全型農業の取組を「くまもとグリーン農業」として、有機農産物や熊本型特別栽培農産物「有作くん」及び特別栽培農産物等の栽培拡大と、農薬等ポジティブリスト制度の啓発やエコファーマーが支える環境と調和した持続性の高い農業を推進することで環境負荷の低減を図る。

ケ 開発事業を行う場合、事業者は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施すること及び法や条例の対象とならない県の公共事業について「熊本県公共事業等環境配慮システム」、「熊本県公共事業等環境配慮チェックリスト」を活用し自主的な環境配慮の取組を実施することにより、環境への影響を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、各個別規制法等に基づき、その復元の困難性、地下水かん養域のかん養面積の減少等の影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適切に行うこととする。

特に、自然条件の勘案に当たっては、県土を生物多様性という観点から評価し、土地利用転換が生物の生息・生育環境に与える負荷を最小限にとどめるよう配慮する。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

加えて、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で、低未利用地が増加していることをかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とし、無秩序な開発に対策を講じる必要がある。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、食料の安定供給、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適切な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想に盛り込まれている地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備、公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ 農山漁村における混住化が進行する地域において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、農用地、宅地等の相互の土地利用の調和と調整を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域においては、制度的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、「くまもとブランド」づくりを目指して、熊本県食料・農業・農村計画や熊本県農業振興地域整備基本計画に基づき、平地農業地域、中山間農業地域等それぞれの立地条件に応じた農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。

また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ 森林については、熊本県森林・林業・木材産業基本計画に基づき、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

さらに、木材生産等の経済的価値の向上や公益的機能を高めるため、今後においても森林資源の整備を計画的に推進する。

なお、植林未済地については、「水とみどりの森づくり税」や森づく

りボランティアネット等を活用するとともに、多様な主体による植林活動等に取り組む。

ウ 水面・河川・水路については、河川氾濫地域や土石流危険渓流の安全性の確保、治水及び利水機能の発揮と向上に留意しつつ、多様な生物の生息・生育環境としての機能の発揮のために、必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の優れた景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成に努める。

また、県民とのパートナーシップによる河川の保全活動等が増加していることから、より地域住民との連携を深め、より良い河川環境を創出する。

ため池や水路については、安定的かつ持続的な農業生産を維持する上で不可欠であるとともに、農業生産活動により発揮される多面的機能の確保にも大きな役割を果たしていることから、適切な維持管理を図る。

エ 道路については、人を中心に置いた道路（みち）の観点を大事にし、歩行者の安全の確保や歩道の段差解消等を推進してユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

また、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化により良好なまちなみ景観を形成し、道路空間の有効活用を図る。

さらに、道路ウォッチャー制度、ロードクリーンボランティアの推進により、多様な主体による協働管理や、「日本風景街道」の理念に基づく美しい県土景観の形成を目指す。

オ 住宅地については、熊本県住宅マスタープランに基づき、地域景観に配慮したまちなみ整備、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインに配慮した住宅の普及・啓発、住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。

また、ニュータウンの再生、低未利用地の活用等による住宅地の高度利用、過疎地域等の定住施策・交流施策により地域の活性化に貢献する住まいづくり・まちづくりを推進することで、豊かな住生活の実現を図る。

さらに、中心市街地については、まちづくり三法の改正を受け、都市

機能の集約とまちなか居住の促進を図り、また、郊外部においては無秩序な開発を抑制することで、都市機能の適正な配置に努め、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通機関の整備及び交通移動円滑化対策等により、様々な都市機能等が集積したにぎわいのある中心市街地への再構築を図る。

カ 工業用地については、熊本県工業振興ビジョンに基づいた熊本ものづくりフォレスト構想等の3つのフォレスト構想により工業振興を図り、「くまもとテクノフォレスト」の形成に必要な用地の確保を図る。

その際、地域社会との調和及び環境への負荷低減と公害防止を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲地等の有効利用を促進する。

港湾用地については、熊本県の港湾ビジョンに基づき、本県がアジアに向けたゲートウェイとしての主要な役割を担い、九州における拠点性を高めるために、熊本港・八代港・三角港等の利用の向上を図る。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、新たな耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、既存のものに対しては農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

特に、農業上重要な地域においては、集中的な対策を実施し耕作放棄地の一掃を目指す。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適切な活用を促進する。

ク 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。あわせて、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。

(8) 県土の県民的経営の推進

「くまもとの夢」の主役は県民である。その県民の総参加により一つ一つの夢を実現し「県民の総幸福量の最大化」を目指す。

次世代へ引き継ぐべき共有財産である県土について、土地所有者のみならず、土地所有者以外の者も含めた多様な主体の協働による県土の管理を

推進する。

このことにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国・県・市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森づくりボランティアネット等による森づくり活動をはじめ、水と緑の財産づくりのための農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、県民総参加による「県土の県民的経営」の取組を推進する。

そして、パートナーシップの理念に基づいたこれらの取組を次世代に引き継ぐことにより、持続可能な県土管理へと発展させる。

(9) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、県民等と情報を共有し、その総合的な利用を図る。

また、土地所有者の高齢化や不在地主の増加により、森林や農地等において、境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点からの取組を推進する。

加えて、県民の県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、GIS（地理情報システム）等の活用による調査結果の普及及び啓発に努める。

さらに、県土の有効利用のため、広く県民に地価・空店舗等の土地の有効利用に必要な情報の提供に努める。

(10) 指標の活用

持続可能で適切な県土の利用に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。

(参考付表)

県北・県央地域、県南・天草地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：100ha、%)

区分	県北・県央地域				県南・天草地域			
	平成16年	平成29年	構成比		平成16年	平成29年	構成比	
			16年	29年			16年	29年
農用地	962.9	907.7	25.1	23.6	328.0	282.9	9.2	7.9
農地	884.0	828.8	23.0	21.5	328.0	282.9	9.2	7.9
採草放牧地	78.9	78.9	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
森林	1,968.4	1,951.8	51.1	50.7	2,679.1	2,672.2	75.2	75.1
原野	4.1	4.1	0.1	0.1	0.5	0.5	0.0	0.0
水面・河川・水路	120.6	122.0	3.1	3.2	74.1	74.8	2.1	2.1
道路	172.8	194.0	4.5	5.0	105.9	117.4	3.0	3.3
宅地	258.1	271.5	6.7	7.1	94.4	98.9	2.7	2.8
住宅地	163.5	174.5	4.3	4.6	62.7	65.9	1.8	1.9
工業用地	16.7	17.2	0.4	0.4	5.9	6.3	0.2	0.2
その他の宅地	77.9	79.8	2.0	2.1	25.8	26.7	0.7	0.7
その他	359.8	397.0	9.4	10.3	275.9	313.5	7.8	8.8
合計	3,846.7	3,848.1	100.0	100.0	3,557.9	3,560.2	100.0	100.0
市街地	113.8	115.4	—	—	33.7	34.0	—	—

(注) (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年欄の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。